

各 県 立 学 校 長 殿

教 育 長

第二学期（後期）の幼児児童生徒の指導について（通知）

長期休業後は、幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）の心身の状況や行動に変化が現れやすく、また、休業中の生活習慣の影響等から、様々な問題行動の発生も懸念されます。

については、下記の事項について、学校や地域の実情、生徒等の実態等に応じて適切な指導が行われるよう貴校教職員に対して周知徹底を願います。

記

1 生徒等の生命と心を守る生徒指導の徹底

- (1) 生徒等への指導に当たっては、信頼関係を大切にしながら、学校の教育活動全体を通じ、他者への思いやりの心を育むとともに、倫理観や規範意識等の醸成に努めること。
- (2) 生徒等の中には、悩みや不安から精神的に不安定な状況にある者もいるとの認識をもち、学校全体として、全ての生徒等の表情、言動等を含めた心理状況の確認を行うこと。その上で、生徒個々の特性の把握に努め、心配な状況や悩みにつながる要因が考えられる生徒等については、個人面談や家庭訪問等を行い、家庭と協働して生徒等に寄り添いながら、必要に応じて、警察や医療・福祉等の関係機関とも連携した支援を徹底し、生命に関わる重大な事故を確実に防止すること。特に18歳以下の自殺は、8月下旬から9月上旬にかけての学校の長期休業明けに急増する傾向にあるため、学校内外における集中的な見守り活動を行うなど具体的な取組を強化すること。

2 在り方生き方に関する指導

- (1) 学校行事の計画・実施に当たっては、行事のねらいを明確にし、生徒等が自主的・主体的な活動を通して、自己存在感や自己有用感を体感するとともに、他者を認める態度を育み、望ましい人間関係を築く機会となるよう事前・事後の指導を行うこと。
- (2) 生徒等が、地域におけるボランティア活動や諸行事等に参加・参画することにより、社会の一員であるということの自覚を深め、豊かな人間性を養うよう指導すること。
- (3) あらゆる学習機会を通して、生徒等が「命の大切さ」について考え、自他の生命を重んずる態度を培うよう指導すること。

3 いじめの問題への一層の取組

- (1) いじめは、人権尊重の精神に反し、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、生徒等一人一人に「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養うこと。
- (2) 各学校においては、本年3月に改訂された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づいて、「学校いじめ防止基本方針」の点検と見直しを行い、実効性のある取組の推進を図ること。また、各学校の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の在り方をはじめ、組織的取組の点検に努めるとともに、いじめ問題への取組を強化すること。
- (3) 一学期末に実施した「アンケート調査」により明らかになったいじめ事案等に対して、解消に向け組織的に取り組み、新たに発生するいじめ事案や生徒等がいじめに遭っているのにアンケート用紙に記入できなかった事案を想定し、全ての生徒等を対象とした個人面談の実施、保護者との連携、「アンケート調査」の年間複数回実施等を通して、「些細な、軽微ないじめ」を見逃すことなく、正確に漏れなく認知し、適切に対応すること。その際、「個人別生活カード」等を活用していじめ等に関する記録を整理し、教職員間の情報共有と組織的な対応に役立てること。
- (4) 認知したいじめ事案が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、速やかに警察に相談し、警察と連携した対応を行うこと。

4 生徒等の安全確保及び事故防止のための取組

- (1) 交通に関するルールの遵守やマナーの向上についての指導に努めるとともに、具体的な事例を通して安全について考えさせ、今一度「命の大切さ」を基盤に据え、交通事故の防止に努めること。特に、自転車の利用については、道路交通法の一部改正を踏まえ、指導を徹底するとともに、地域の実情に応じて実効性のある指導となるよう配慮すること。また、9月21日から30日まで実施される「平成29年秋の交通安全県民運動」の趣旨を踏まえ、交通事故防止のための安全指導を行うとともに、登下校時のマナー指導等を通して、生活マナー全般の向上を図ること。
- (2) 県教育委員会のホームページには「不審者情報」を掲載しており、本年度8月18日現在で60件掲載している。生徒等の安全が脅かされているという現状を踏まえ、家庭、地域、関係機関と連携・協力しながら、被害の防止及び生徒等の危険を予測・回避する力の向上に努めること。また、事件・事故は、時と場所を選ばず発生することから、校内における緊急連絡体制等の整備に努めること。

- (3) 児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、全国的にも子どもの命が奪われるなどの重大な事件が、後を絶たない状況にある。児童虐待を防止するため、日ごろから、生徒等一人一人の表情や言動等の変化に留意し、教職員間の情報交換を十分に行い、早期発見に努めること。また、児童虐待を発見したときは、法に基づき、速やかにこども家庭相談センターや市町村の児童福祉担当部署に通告するとともに、関係機関とも連携を図りながら当該生徒等の心のケアについて十分配慮すること。
- (4) 学校における実験・実習用薬品の保管や管理を徹底し、食品や飲料水への異物混入等の問題が発生することのないように配慮すること。また、食中毒予防のために、家庭科の調理実習や文化祭等の学校行事においてバザー・模擬店等の食品営業類似行為を行う場合等において、衛生管理に十分配慮し、食材の選択、調理方法、手洗いにに関する指導の徹底に努めること。
- (5) 「学校・警察連携制度」について、生徒等の健全育成を図るという目的を全教職員で再確認するとともに、生徒等及び保護者に対して趣旨等を周知徹底し、制度の適切な運用を期すこと。

## 5 問題行動等の未然防止

- (1) 近年、危険ドラッグの販売や使用が潜在化し、小・中・高校生による大麻の所持・使用が報道されるなど、若年層への蔓延が懸念されている。薬物乱用は重大な社会問題であるという認識に立ち、警察等関係機関の協力を得て、薬物乱用防止教室等を計画的に開催するなど、指導を徹底すること。
- (2) インターネット等の利用による軽はずみな書き込みや迷惑メール、誹謗中傷等の様々なトラブル等はいじめや犯罪等に発展し、生徒等が被害者にも加害者にもなるなど、より憂慮すべき状況にある。生徒等がインターネットについて学習し、自ら考え話し合う機会に合わせて、平成27年度に生徒会連絡会が作成した「インターネットセルフルールブック」を活用するなど、健全なインターネット利用やモラルの確立等が図られるよう指導すること。また、有害サイト等から生徒等を守るためにはフィルタリングの利用が有効であることから、あらゆる機会を通じて生徒等に指導を行うとともに、保護者への啓発を行うこと。

## 6 不登校及び中途退学の防止

- (1) 不登校や高校生の中途退学については、長期休業後の学校生活への不適応や学業不振がきっかけとなることも多いことを踏まえ、スクールカウンセラー等を含めた教育相談体制の構築を図るとともに、保護者等と連携した上で、実態に応じた適切な指導・支援に努めること。
- (2) 学校及び家庭生活等における個々の悩みや不安等を的確に把握し、それぞれの状況に応じた相談を行うなど、担任を中心とした支援体制の充実を図ること。
- (3) 全ての生徒等が望ましい自己実現に向けて展望をもち、それに向け努力できるよう、一人一人に対し、個別の課題に対するきめ細かな指導・支援を行うこと。

### 参考資料

- ・児童・生徒の生命と心を守る生徒指導の徹底について (平成28年4月26日付け教生第34号)
- ・児童生徒の自殺予防に係る取組について (平成29年7月7日付け教生第115号)
- ・いじめ早期発見・早期対応マニュアル (平成24年12月 奈良県教育委員会)
- ・個人別生活カードの本運用について (平成26年3月12日付け教生第286号)
- ・いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について (平成27年8月7日付け教生第104号)
- ・いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について (平成28年3月28日付け教生第271号)
- ・奈良県いじめ防止基本方針の送付について (平成28年4月25日付け教生第31号)
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について (平成29年3月27日付け教生第331号)
- ・不審者にかかわる情報の共有及び対応の在り方について (平成26年3月24日付け教生第293号)
- ・学校(園)における安全管理の徹底等について (平成28年7月29日付け教体第207号)
- ・「学校事故対応に関する指針」に基づく適切な事故対応の推進について (平成29年1月12日付け教体第407号)
- ・薬物乱用防止教育の推進について (平成28年2月17日付け教体第489号)
- ・総務省発行「インターネットトラブル事例集(平成27年度版)」の送付について (平成27年10月20日付け教生第157号)
- ・小・中・高校生が考えた! インターネットセルフルールブック  
(生徒指導支援室Webページ内 <http://www.pref.nara.jp/secure/63511/rulebookinsatsu.pdf>)
- ・不登校支援のしるべ (平成24年3月 奈良県教育委員会)
- ・不登校児童生徒への支援の在り方について  
(平成28年9月29日付け教学第842号、教生第164号、教研第385号)